

# 愛知県感染症予防計画の評価について

## 1 経緯

2022年12月に改正された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき感染症予防計画を改定し、2024年3月18日に改定愛知県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）を公表した。

また、改正感染症法第10条の2に基づき、2023年6月に愛知県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置した。連携協議会の設置要綱には、連携協議会において予防計画の実施状況の確認をすることが規定されており、また、予防計画にも、連携協議会において予防計画の進捗確認をすることが記載されている。

### 【今後のスケジュール】

2024年12月 第1回愛知県感染症対策連携協議会へ評価方法について議題提出  
2025年5月（予定） 第2回愛知県感染症対策連携協議会において2024年度の実施状況を  
検証する

#### 愛知県感染症予防計画

##### 第1 愛知県感染症予防計画の基本理念

##### 3 感染症の予防及び対策の推進の基本的な方向

##### (2) 事前対応型行政の構築及び予防計画の推進体制

(略)

また、県は、(略) 愛知県感染症対策連携協議会を通じ、予防計画について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より(略) 感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。

## 2 評価方法について

予防計画の項目ごとの事業の取組状況等に対して評価調書を作成する。また、目標値に対する達成状況については、別に評価調書を作成する。

下表の基準により判定を行い、判定に対しての理由を記載し、今後の取組方針を決定することとする。

### ○ 予防計画の項目に対する判定基準

判定区分	判定基準
○	全体的に順調
△	一部に努力を要する
×	全体的に努力を要する

※当該年度に評価しない場合は「-」とする。

### ○ 目標値に対する判定基準

判定区分	判定基準
A	達成率90%以上
B	達成率80%以上90%未満
C	達成率60%以上80%未満
D	達成率60%未満

## 愛知県感染症予防計画の進捗状況及び評価等（案）

項目	施策目標	評価のポイント	評価	評価理由	今後の取組等
第2 感染症の発生の 予防のための施 策に関する事項	1 <b>感染症発生動向調査</b> ・感染症に関する情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めて全国的に統一した体系で進めていくことが不可欠であるため、現場の医師等に感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら適切に進める。 ・法第12条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえた感染症発生動向調査の実施方法の見直しについての検討やデジタル化が進む中での迅速かつ効果的な情報を収集・分析する方策についての検討を推進する。 ・法第14条第1項に規定する指定届出機関及び法第14条の2第1項に規定する指定提出機関の指定について、保健所管内の人口及び医療機関の分布等を勘案して感染症の発生状況及び動向の正確な把握ができるようを行う。	⇒感染症発生動向調査について、国の通知等の必要な情報は、医師会等を通じて、医療機関等に周知していたか。  ⇒感染症発生動向調査事業実施要綱について、最新の医学的知見を踏まえ、見直しを含めた内容の確認を行ったか。  ⇒新たに選定する場合などに、指定届出機関及び指定提出機関は適切に選定していたか。			
	2 <b>関係各機関及び関係団体との連携</b> ・国、都道府県、市町村及び医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等との連携体制を、愛知県感染症対策連携協議会を通じて構築する。	⇒関係団体との連携を図るため、適時、愛知県感染症対策連携協議会を開催していたか。			
第3 感染症のまん延 の防止のための 施策に関する事 項	1 <b>患者等発生後の対応</b> ・新興感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報の公表について、当該情報に関する県民の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、市町村長に対して必要な協力を求める。 ・特定の地域に感染症が集団発生した場合、まん延防止の観点から医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等、近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制を構築する。  ・複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合に備えて、国や他の都道府県等との連携体制を構築する。	⇒新興感染症発生時には、国が示す公表基準に従い公表するとともに、必要に応じて、市町村に対して協力を求めたか。 ⇒特定の地域における感染症の集団発生時には、愛知県感染症対策連携協議会を活用するなど、専門職能団体、高齢者施設等関係団体、近隣の地方公共団体と連携できていたか。 ⇒広域的な感染症のまん延に備え、国や他の都道府県等と情報共有を行い、連携を図っていたか。			
第4 感染症及び病原 体等に関する情 報の収集、調査 及び研究に関す る事項	1 <b>県及び市町村における取組</b> ・感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集するために電磁的方法により行うよう感染症指定医療機関等へ働きかけを行う。	⇒医療機関に対して、発生届の電磁的な方法による届出の推進を図ったか。			

項目	施策目標	評価のポイント	評価	評価理由	今後の取組等
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	1 <b>病原体等の検査の実施体制及び検査能力向上の推進</b> ・ 県等は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、県内衛生研究所、保健所設置市の試験検査施設や民間検査機関と連携し、必要な検査を迅速に行うための体制を整備する。	⇒新興感染症に備え、民間検査機関と協定締結をし、検査体制の整備を図っていたか。 また、県内衛生研究所、保健所設置市の試験検査機関との連携を図っていたか。 【目標値あり：検査の実施能力】			
	2 <b>衛生研究所の対応</b> ・ 平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保を通じ、自らの試験検査能力の向上に努める。	⇒衛生研究所について、研修や訓練及び検査機器等物品の整備を図ったか。			
	3 <b>総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築並びに関係団体等との連携</b> ・ 感染症の病原体等に関する検査情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できる体制を構築する。	⇒保健所及び衛生研究所について、感染症サーベイランスに係る知識普及が行われていたか。 また、サーベイランスの分析結果を県民に対して分かりやすく提供していたか。			
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	1 <b>新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備</b> ・ 県は、平時に新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結し、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関を指定する。  ・ 県は、協定内容等について県のウェブサイト公表する。 ・ 県は、愛知県感染症対策連携協議会を活用し、感染症指定医療機関、協定締結医療機関とともに地域で連携した医療提供体制を構築する。	⇒新興感染症に備え、医療機関と協定を締結し、医療提供体制の整備を図っていたか。 【目標値あり：確保病床数、発熱外来、自宅療養者に対する医療の提供、後方支援、人材派遣、個人防護具の備蓄】 ⇒協定締結内容等は、適切に公表していたか。 ⇒感染症指定医療機関及び協定指定医療機関の指定状況について、必要に応じて、愛知県感染症対策連携協議会に報告していたか。			
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	1 <b>感染症の患者の移送のための体制の確保</b> ・ 県等は、消防機関や民間事業者、高齢者施設等の関係団体等と連携し、移送患者の対象等に応じた役割分担を明確にする。 ・ 新興感染症患者の移送について、移送に必要な車両の確保や民間事業者等への委託も含め検討し、移送に関する協定の締結や申し合わせを行う。 ・ 平時から、関係者を含めた移送訓練等を定期的に計画し実施する。	⇒消防機関や民間事業者等と移送に関する協定や申し合わせを行っていたか。 ⇒移送に必要な車両の確保や民間事業者等への委託等を検討しているか。 ⇒移送訓練等を実施したか。			

項目		施策目標	評価のポイント	評価	評価理由	今後の取組等
第8 宿泊施設の確保に関する事項	1	<b>宿泊施設の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県等は、民間宿泊事業者等と感染症の発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関する協定を締結し、平時から宿泊施設の確保を図る。</li> <li>・県等は、宿泊施設の運営に係る体制確保の方策を平時から検討し、宿泊施設運営業務マニュアル等を整備する。</li> </ul>	⇒新興感染症に備え、民間宿泊事業者と宿泊療養の実施に関する協定を締結し、宿泊施設体制の整備を図っていたか。 <b>【目標値あり：宿泊施設の確保】</b> ⇒宿泊施設運営業務マニュアルや必要な物品リストを作成したか。			
第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	1	<b>新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県等は、外出自粛対象者の体調悪化時等に適切な医療に繋げることができるよう、医療機関、医療関係団体、民間事業者への委託や市町村の協力を活用しつつ、健康観察の体制を確保する。</li> <li>・県等は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるよう、民間事業者への委託や市町村の協力を活用しつつ、外出自粛対象者の生活支援の体制を確保する。</li> </ul>	⇒医療機関、医療関係団体、民間事業者への委託や市町村の協力を活用し、外出自粛対象者に対する健康観察ができる体制を確保していたか。  ⇒民間事業者への委託や市町村の協力を活用し、外出自粛対象者の生活支援の体制を確保していたか。			
第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	1	<b>感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、平時であっても感染症対策に当たり必要がある場合には、保健所設置市の長、市町村長及び医療機関や感染症試験研究等機関といった民間機関に対し、感染症対策全般について総合調整を行う。</li> <li>・知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の際、県民の生死に直結する緊急性を有する入院勧告や入院措置を実施するために必要な場合に限り、保健所設置市の長に対して指示を行うことができる。</li> </ul>	⇒感染症対策に当たり必要な場合には、知事が感染症対策全般について総合調整を行っていたか。  ⇒新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間、緊急性を有する入院勧告や入院措置を実施するために、必要に応じて保健所設置市の長に対して指示を行っていたか。			
第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	1	<b>感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町村は、感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行い、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては人権を尊重する。</li> <li>・県及び市町村は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、パンフレット等の作成、各種研修の実施等の必要な施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスの充実に努める。</li> </ul>	⇒感染症についての正しい知識の普及のため、適切に情報を公表していたか。 また、公表に際しては、人権に配慮していたか。 ⇒感染症患者に関する差別や偏見の排除のため、パンフレット等の作成、各種研修の実施などにより、県民に周知していたか。			

項目	施策目標	評価のポイント	評価	評価理由	今後の取組等
第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	1 <b>感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上</b> ・県は、感染症に関する専門性に対応した人材の育成及び資質の向上に資するため、国が行う研修等に職員を積極的に派遣し、又は自ら講習会等を実施することにより、感染症に関する人材の養成及び資質の向上を図る。 ・県等においては、平時から、IHEAT 要員への実践的な訓練の実施や IHEAT 要員の支援を受けるための体制を整備するなど IHEAT 要員の活用を想定した準備を行う。	⇒国が行う研修等への職員の派遣、自ら講習会等を実施するなど、感染症に関する人材の養成及び資質の向上を図っていたか。 ⇒IHEAT 要員への実践的な訓練を実施していたか。また、IHEAT 要員の人員等の確認を行っていたか。 【目標値あり：研修や訓練の実施】			
第14 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と県及び市町村相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	1 <b>緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策</b> ・県は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。	⇒感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認める場合に備えて、マニュアル等の整備などにより円滑な体制整備に努めたか。			
第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	1 <b>施設内感染の防止</b> ・県等は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を病院、診療所、老人福祉施設等の施設の開設者又は管理者に対し適切に提供する。	⇒病院、診療所、老人福祉施設等に対し、必要に応じて、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を提供していたか。			
	2 <b>動物由来感染症対策</b> ・知事等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師に対し、法第13条第1項に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について周知を行うとともに、ワンヘルス・アプローチ（人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むことをいう。）に基づき、保健所等と関係機関及び医師会、獣医師会等の関係団体と連携を図り、県民への情報提供を行う。 ・動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物取扱業者等への指導、獣医師との連携等が必要であることから、県等の感染症対策部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講ずる。	⇒動物由来感染症について、感染症発生動向調査等を通じて発生状況を的確に把握し、県民に対して迅速に情報提供していたか。  ⇒動物由来感染症について、必要に応じて、ペット等の動物に関する施策を担当する部署と情報を共有していたか。			

No.	項目	指標	対象施設等	流行最初期		流行初期		流行初期以降		今後の取組等
				達成状況（目標値）	達成率（判定区分）	達成状況（目標値）	判定区分（達成率）	達成状況（目標値）	判定区分（達成率）	
1	第5 病原体の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	検査の実施能力	合計			●件/日（5,381件/日）		●件/日（22,930件/日）		
			県衛生研究所			●件/日（520件/日）		●件/日（520件/日）		
			保健所設置市 衛生研究所			●件/日（540件/日）		●件/日（960件/日）		
			医療機関			●件/日（300件/日）		●件/日（11,774件/日）		
			民間検査機関等			●件/日（4,021件/日）		●件/日（9,676件/日）		
2	第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	確保病床数		●床（275床）		●床（1,031床）		●床（1,971床）		
		発熱外来	合計			●機関（1,506機関）		●機関（2,502機関）		
			感染症指定医療機関			●機関（11機関）		●機関（11機関）		
			病院			●機関（154機関）		●機関（212機関）		
			診療所			●機関（1,341機関）		●機関（2,279機関）		
		自宅療養者に対する医療の提供	合計					●機関（4,580機関）		
			病院					●機関（70機関）		
			診療所					●機関（2,200機関）		
			薬局					●機関（2,200機関）		
			訪問看護事業所					●機関（110機関）		
		後方支援	医療機関					●機関（185機関）		
		人材派遣								
		個人防護具の備蓄	合計					●機関（3,158機関）		
			病院					●機関（156機関）		
			診療所					●機関（1,129機関）		
薬局						●機関（1,807機関）				
訪問看護事業所						●機関（66機関）				
3	第8 宿泊施設の確保に関する事項	宿泊施設の確保	確保居室数			●室（1,109室）		●室（2,737室）		

No.	項目	指標	対象施設等	達成状況（目標値）	達成状況（実績）	今後の取組等
4	第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	研修や訓練の実施	県及び保健所設置市	●1回/年以上		